

神奈川国有林の地域別の森林計画書
第3次変更計画
(変更部分のみ)
(神奈川森林計画区)

自 平成30年4月1日
計画期間
至 令和10年3月31日

関東森林管理局

神奈川国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

1. 全国森林計画の変更（令和3年6月15日閣議決定）に即し、関係する計画事項を変更する。

なお、本計画は令和4年4月1日から適用する。

【変更項目】

II 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、作業地の自然条件を踏まえ、土砂の流出や林地崩壊の危険が予想される箇所等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないよう、適切な伐採方法及び搬出方法によることとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 (本文省略)

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度 : m/ha

| 区分 | 作業システム | 路網密度 | 基幹路網 |
|-----------------|-----------|----------|------|
| 緩傾斜地(0° ~15°) | 車両系作業システム | 110以上 | 35以上 |
| 中傾斜地(15° ~30°) | 車両系作業システム | 85以上 | 25以上 |
| | 架線系作業システム | 25以上 | |
| 急傾斜地(30° ~35°) | 車両系作業システム | 60<50>以上 | 15以上 |
| | 架線系作業システム | 20<15>以上 | |
| 急峻地(35° ~) | 架線系作業システム | 5以上 | 5以上 |

(注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤーダ等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

3 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

（3）林産物の搬出方法等

林産物の搬出に当たっては、伐採する区域の地形、地質、土質等に応じた集材方法及び使用機械を選定するなど、適切な作業システムを選択することとする。

特に急傾斜その他の地形、地質、土質等の条件が悪く、土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所においては、架線集材も考慮するなど、地表を極力損傷しないよう十分配慮することとする。

集材路・土場の作設の際は、それらの配置が林地の保全に配慮したものとするとともに、法面を丸太組みで補強するなどの十分な対策を講じることとする。

(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(5) その他必要な事項
特になし。